

青森県報

第二千四百二十九号

平成十七年
一月十七日
(月曜日)

目 次

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	(同)	二
救急診療所の廃止	(医療薬務課)	二
結核予防法による医療機関の指定	(保健衛生課)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	四
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(同)	四
漁業の許可等の申請期間	(水産振興課)	四
右	(同)	五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	五
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(構造政策課)	六
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	六
建設業者の許可の取消し	(弘前県土整備事務所)	六
右	(八戸県土整備事務所)	七
右	(同)	七
右	(十和田県土整備事務所)	七
右	(同)	七

告 示

青森県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
室岡整形外科診療所	八戸市小中野八丁目八の八	平成二六・二・三〇
種市整形外科医院	八戸市小中野四丁目五の五一	" "
種市医院	八戸市大字新井田字外久保一の二四	" "
おくでら薬局	むつ市新町二七の八	" "
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一 五七	二六・一〇・三

青森県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日

室岡整形外科病院 スクエア歯科 こまつや薬局	八戸市長者三丁目三の二三 弘前市大字富田三丁目一〇の二一 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一 五七	平成一六・三・一 " 一六・二・一
------------------------------	---	-------------------------

青森県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第五十五条の二第三号の規定により告示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 医療法人厚仁会室岡 整形外科病院	所在地又は住所 八戸市長者三丁目三の二三	指定 年月日 平成一六・三・一
-------------------------------	-------------------------	-----------------------

青森県告示第三十三号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなったため、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 はちのへ99クリニック	称	所 在 地 八戸市南類家五丁目一の八
------------------	---	-----------------------------

青森県告示第三十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 白取医院	称	所 在 地 青森市大字高田字川瀬一九四の九	指定 年月日 平成一七・一・五
-----------	---	--------------------------------	-----------------------

青森県告示第三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称 又は氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事 業を行 う事業 所		指定 年月日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法 人御幸会	黒石市大字内町 二一の三	通所介 護	デイサー ビスセン ターあ さがお	黒石市大 字緑町 二丁目一 八〇の	平成 一六・ 一・ 一七
医療法人 知会	中津軽郡 岩木町 大字高屋 字本宮 四八〇の 四	訪問介 護	ヘルパ ーシヨ ンアイ ・シ ョ ン ア ン 	中津軽郡 岩木町 大字高屋 字本宮 四八〇の 四	"
有限会社 浦建設	北津軽郡 鶴田町 大字鶴田 字中泉 二二六の 一〇	痴呆対 応共 同生 活介 護	グル ー プ ホ ム フ ク 	北津軽郡 鶴田町 大字鶴田 字柳本 二七六の 一	一六 ・ 一 ・ 一八

社会福祉法	社会福祉法 人権協会	社会福祉法 人権協会	企業組合 りかごR	有限会社 ラビー	株式会社 チイ学館	有限会社 るかめケ アセンタ ー	株式会社 チイ学館	社会福祉 社	株式会社 イール・ラ フ	社会福祉 人北光会	特定非営 利活動法 人里工	社会福祉 人弘友会
十和田市大字切	弘前市大 字富田 町七九	弘前市大 字富田 町七九	弘前市大 字安原 三丁目三 の一	青森市西 滝三丁 目二の一	東京都千 代田区 神田駿河 台二丁目 九	弘前市大 字新寺 町三四の 一三〇	東京都千 代田区 神田駿河 台二丁目 九	八戸市城 下一丁 目二八の 一	南津軽郡 藤崎町 大字藤崎 字西村 井三二の 一	南津軽郡 大鰐町 大字大鰐 字大鰐頭 九の二	上北郡野 辺地二 字石神裏 六の二	弘前市大 字向 外 瀬字豊田 三二〇の 一
福祉用具	通所介護	活型痴呆 共同生活 介護	福祉用具 貸与	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	活型痴呆 共同生活 介護	訪問介護	活型痴呆 共同生活 介護
十和田テク	通所介護 事業 サ岩木 業ビノカ ー	共同生活 介護 事業 グループ ホーム ピノツホ ー	福祉用具 貸与 事業所 りかご	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	活型痴呆 共同生活 介護	訪問介護	活型痴呆 共同生活 介護
十和田市元町西	中津軽郡 岩木町 大字五 代字田 屋敷二四 〇の一	中津軽郡 岩木町 大字五 代字田 屋敷二四 〇の一	弘前市大 字安原 三丁目三 の一	青森市西 滝三丁 目二の一	八戸市根 城三丁 目四の一 七	弘前市大 字新寺 町三四の 一三〇	青森市奥 野一丁 目三の六	八戸市城 下一丁 目二八の 一	南津軽郡 藤崎町 大字藤崎 字西村 井三二の 一	南津軽郡 大鰐町 大字大鰐 字大鰐頭 九の二	上北郡野 辺地二 字石神裏 六の二	弘前市大 字向 外 瀬字豊田 三二〇の 一
	"	"	一六二〇・二	一六二〇・二〇	一六二〇・一八	一六二〇・一八	"	"	"	一六二〇・九二	一六二〇・九三	一六二〇・九

有限会社 レー・コー ポ	社会福祉 人千栄会	社会福祉 人叶福祉 会	有限会社 ユミツク スマ	有限会社 イング	有限会社 んぐり村	株式会社 チイ学館	社会福祉 人洋会	医療法人 らい会	医療法人 らい会	医療法人 らい会	日東レン タ株式 ル社	人福祉の 里
南津軽郡 田舎館 大字中 字上 野村一 三三八	南津軽郡 藤崎町 大字柏 木堰字 南	北津軽郡 金木野 大字金 木字芦 野三三 三の五 八	五所川原 市字下 り枝一 三の六	五所川原 市字烏 森四五 の一	十和田市 東二十 一番町 二六の 二	東京都千 代田区 神田駿 河台二 丁目九	南津軽郡 平賀町 大字大 坊字前 田一三 七の二	南津軽郡 平賀町 大字柏 木町字 藤山三 七の五	南津軽郡 平賀町 大字柏 木町字 藤山三 七の五	南津軽郡 平賀町 大字柏 木町字 藤山三 七の五	栃木県小 山市駅 前通り 二丁目 四目六 〇の六	田字横道 一〇〇 の二二
活型痴呆 共同生活 介護	活型痴呆 共同生活 介護	活型痴呆 共同生活 介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	通所介護	活型痴呆 共同生活 介護	福祉用具 貸与	貸与
グループ おのえ	グループ ムさん ふじ	グループ ム大東 ケホ	五所川原 市字中 央ヘル スパー ンステ ーショ ー	デイサー ビスセ ンター ほほえ み	ヘルパー ズイン どんぐ り村	アイリス ケアセ ンター おいら せ	デイサー ビスセ ンター 浦町	訪問看護 センター なごみ	デイサー ビスセ ンター なごみ	グループ ムなご み	日東レン タ株式 社 ル和福 サ社	ビスノ エド サー
南津軽郡 尾上二 大字原 上原二 四の四	南津軽郡 藤崎町 大字柏 木堰字 南	北津軽郡 金木野 大字金 木字芦 野三三 三の四 一	五所川原 市字下 り枝一 三の六	五所川原 市字烏 森四五 の一	十和田市 東二十 一番町 二六の 二	上北郡下 田町字 中平下 長根山 一三三 七	黒石市浦 町一丁 目八二	南津軽郡 平賀町 大字柏 木町字 藤山三 三の二 三	南津軽郡 平賀町 大字柏 木町字 藤山三 三の二 三	南津軽郡 平賀町 大字柏 木町字 藤山三 三の二 三	十和田市 大字北 平一四 三の五	一丁目一 三の三 六
"	一六三・三 七	一六三・三 六	"	一六二・二 六	"	"	一六二・二 五	"	"	"	"	一六二・二 五

有限会社セ イリユウ	黒石市大字高館 字甲花岡二一	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホ ムもみじの 森	南津軽郡尾上町 大字猿賀字石林 三七の三	"
---------------	-------------------	---------------------	---------------------	----------------------------	---

青森県告示第三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 日
社会福祉法人 御幸会	黒石市大字内町 二一の三	居宅介護支援事 業所あさがお	黒石市大字緑町 二四丁目一八〇の 二	平成 一六・九・七
社会福祉法人 稲垣村社会福 祉協議会	西津軽郡稲垣村 大字豊川字宮川 一三六の一	稲垣村在宅介護 支援センター	西津軽郡稲垣村 大字豊川字宮川 一三六の一	一六・九・元
株式会社ニチ イ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九	アイリスケアセ ンターおくの	青森市奥野一丁 目三の六	"
有限会社つる かめケアセン ター	弘前市大字新寺 町三四の一三〇	有限会社つるか めケアセンター	弘前市大字新寺 町三四の一三〇	一六・一〇・八
社会福祉法人 福祉の里	十和田市大字切 田字横道一〇〇 の二二	福祉の里介護相 談センター	十和田市元町西 一丁目一三の三 六	一六・一〇・二〇
有限会社ワラ ビー	青森市西滝三丁 目二一の二一	ツラビー介護ネ トラワーク	青森市西滝三丁 目二一の二一	"
社会福祉法人 嶽賜会	弘前市大字富田 町七九	居宅介護支援事 業所ピノカイサ 岩木	中津軽郡岩木町 大字五代字田屋 敷二四〇の一	一六・一〇・三

青森県告示第三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃 止 日
株式会社ワイ ール・ライフ	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字西村 井三二の一	居宅介護支援セ ンター「ファイ ル・ライフ」	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字西村 井三二の一	一六・二・一
有限会社どん ぐり村	十和田市東二十 一番町二六の二 四	居宅介護支援事 業所どんぐり村	十和田市東二十 一番町二六の二 四	一六・二・二五
有限会社ウイ ング	五所川原市字烏 森四五の一	居宅介護支援事 業所ほえみ	五所川原市字烏 森四五の一	一六・二・六
社会福祉法人 敬仁会	青森市大字新城 字平岡七四六	敬仁会居宅介護 支援事業所	青森市大字久栗 坂字山辺八九の 〇	一六・二・元

青森県告示第三十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃 止 日
指定居宅介護支援事業者 弘南生活協同 組合	南津軽郡平賀町 大字苗生松字川 崎一九の一	コープ介護支援 事業所	南津軽郡平賀町 大字苗生松字川 崎一九の一	平成 一六・八・三
稲垣村	西津軽郡稲垣村 大字豊川字宮川 一三六の一	稲垣村在宅介護 支援センター	西津軽郡稲垣村 大字豊川字宮川 一三六の一	一六・一〇・一
医療法人厚仁 会	八戸市長者三丁 目三の二三	室岡整形外科居 宅介護支援事業 所	八戸市長者三丁 目三の二三	一六・二・三〇

(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船
底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた
ので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)
の規定により告示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十七年三月四日から同月十七日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道亀田郡恵山岬灯台中心点を結んだ
直線の中心から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における
青森県沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 十隻

青森県告示第三十九号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項
(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船
底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた
ので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)
の規定により告示する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十七年四月一日から同月十五日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区
域のうち漁業権者の同意のあつた共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域

三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規
模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三
項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
弘前駅前地区再開発ビル
弘前市大字駅前町九の二〇
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社弘前再開発ビル
弘前市大字駅前町九の二〇
代表取締役 對馬宏制
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	開設時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開設時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時	平成 一七 ・一 ・一〇
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	開設時刻 午前九時四十五分 閉店時刻 午後八時五十分	開設時刻 午前七時四十五分 閉店時刻 午後十一時三十分	

届出年月日 平成十七年一月六日	届出書及び添付書類の縦覧	場所 青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所	期間 平成十七年一月十七日から同年五月十七日まで	時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで	意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
時間帯 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	三十分まで	午前六時から午後九時まで	午前五時から午後九時まで		

四 届出年月日

平成十七年一月六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年一月十七日から同年五月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年五月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定によ

り、浪岡農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成十七年一月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社工藤冷機工業

二 代表者の氏名 工藤 勉

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字上町四一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一二九三九号

五 取消年月日 平成十六年十二月九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、電気、管、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十六年十二月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社館建設コンサルタン

二 代表者の氏名 館 良繁

三 主たる営業所の所在地 八戸市売市二丁目一の二五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六七三三三

五 取消年月日 平成十六年十二月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年十二月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社サン・エム

二 代表者の氏名 竹林 幸男

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野六丁目八の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一二二三三三

五 取消年月日 平成十六年十二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

平成十六年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社小笠原組

二 代表者の氏名 小笠原 良三

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字小林九七の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第一五二四六号

五 取消年月日 平成十六年十一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 漆館園芸
- 二 氏名 漆館 秋雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字滝沢字道ノ北一五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一六九三九号
- 五 取消年月日 平成十六年十二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十月七日前記建設業者が死亡したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭